本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法の一部を改正する法律（法律第三号）

（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税

(一)　前々年中又は前年中の所得について個人の道府県民税又は市町村民税の所得割が課された個人の白色申告者に係る記録保存義務を廃止することとした。（第四五条の四及び第三一七条の八関係）

(二)　公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えることとした。（附則第三条の二の四関係）

(三)　個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講ずることとした。（附則第五条の四の二関係）

(1)　適用期限を居住年が平成二九年であるものまで四年間延長することとした。

(2)　所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成二六年四月から平成二九年一二月までの間に居住の用に供し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が新消費税法第二九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額相当額である場合、個人の道府県民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額については、所得税の課税総所得金額等の合計額の一〇〇分の二・八に相当する金額（当該金額が五万四、六〇〇円）とし、個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額については、所得税の課税総所得金額等の合計額の一〇〇分の四・二に相当する金額（当該金額が八万一、九〇〇円）とすることとした。

(四)　都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除について、平成二六年度から平成五〇年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率（一〇〇分の二・一）を乗じて得た率を加算する措置を講ずることとした。（附則第五条の六関係）

(五)　東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができるものとした。（附則第四四条の二関係）

(六)　東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をして平成二六年四月から平成二九年一二月までの間に居住の用に供した場合、個人の道府県民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額については、所得税の課税総所得金額等の合計額の一〇〇分の二・八に相当する金額（当該金額が五万四、六〇〇円を超える場合には、五万四、六〇〇円）とし、個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額については、所得税の課税総所得金額等の合計額の一〇〇分の四・二に相当する金額（当該金額が八万一、九〇〇円を超える場合には、八万一、九〇〇円）とすることとした。（附則第四五条関係）

(七)　公社債等及び株式等に係る所得に対する課税について、以下の措置を講ずることとした。

(1)　特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権に対する課税

イ　平成二八年一月一日以後に納税義務者が支払を受けるべき特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。）の社債的受益権（以下「特定公社債等」という。）の利子等については、利子割の課税対象から除外した上、配当割の課税対象とすることとした。（第二三条及び第七一条の三一関係）

ロ　国外公社債等の利子等で配当割の課税対象となるものについてその支払の際に課される外国所得税の額がある場合には、その国外公社債等の利子等の額からその外国所得税の額を控除した金額に対して配当割の特別徴収を行うこととした。（第七一条の二九関係）

ハ　平成二八年一月一日以後に納税義務者が支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、道府県民税については一〇〇分の二、市町村民税については一〇〇分の三の税率による分離課税とすることとした。（附則第三三条の二関係）

ニ　平成二八年一月一日以後の源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等（特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされる特定公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額を含む。以下同じ。）については、株式等譲渡所得割の課税対象とすることとした。（第二三条関係）

ホ　平成二八年一月一日以後における源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、道府県民税については一〇〇分の二、市町村民税については一〇〇分の三の税率による分離課税とすることとした。（附則第三五条の二の二関係）

(2)　上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充

イ　上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等との損益通算を可能とすることとした。（附則第三五条の二の六関係）

ロ　平成二九年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、前年前三年内の各年に生じた特定公社債等の譲渡損失の金額（前年前において控除されたものを除く。）は、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とすることとした。（附則第三五条の二の六関係）

(3)　特定口座での取扱い

イ　個人が特定口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社債等又は当該金融商品取引業者等から取得した特定公社債等を、当該特定口座へ受け入れることができることとすること。この場合には、特定口座内の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額と特定口座以外の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額は、区分してこれらの金額を計算することとした。（附則第三五条の二の四関係）

ロ　源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における特定公社債等又は上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、当該利子等又は配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して一〇〇分の五の税率を乗じて徴収すべき配当割の額を計算することとした。（附則第三五条の二の五関係）

(4)　特定公社債以外の公社債及び私募公社債投資信託等の受益権に対する課税

イ　平成二八年一月一日以後に納税義務者が支払を受けるべき特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託（その社債的受益権の